第３条　一般債権
１　定義
一般債権とは、特別清算債権のうち、担保権付債権に該当しないものをいう。
２　遅延損害金及び利息の免除
一般債権のうち、特別清算開始決定日の翌日以降の利息及び遅延損害金については、本協定の認可決定が確定した日に全額免除を受ける。
３　第１回弁済及び放棄
ア　清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した日から２か月以内に、２による免除を受けた後の一般債権について、その時点における換価代金から必要な費用を控除した残額を、一般債権を有する債権者（以下「一般債権者」という。）に対して、各債権額に応じて按分して弁済する。
イ　一般債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各一般債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　最終弁済及び放棄
清算株式会社は、前記３の第１回弁済時において、全ての資産の換価処分が終了していない場合には、その後残余資産の換価処分が全て終了した後に、遅滞なく、一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各債権額に応じて按分して弁済する。この場合においては、一般債権者が第１回弁済において行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
５　新たな財産が発見された場合の処理
最終の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各債権額に応じて按分して弁済する。この場合においては、一般債権者が前記３の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
静岡地方裁判所浜松支部民事部

**平成２３年（ヒ）第１０６号**
鹿児島市南栄４丁目７番地
清算株式会社　栗野生コンクリート株式会社
代表清算人　溝江　弘明
１　決定年月日　平成24年７月４日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した後速やかに、会社資産の換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権者に対して支払い、残債務の免除を受ける。
２　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権者に弁済する。
この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
３　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は、随時これを支払う。
鹿児島地方裁判所民事第３部

## 再生手続開始

**平成２４年（再）第１号**
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字実田91番地１
再生債務者　株式会社スーパー三正
１　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月24日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年10月１日から平成24年10月12日まで
青森地方裁判所第２民事部

**平成２４年（再）第１号**
岡山県美作市中山1482番地３
再生債務者　医療法人天佑会
１　決定年月日時　平成24年７月６日午後２時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月24日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年９月21日から平成24年10月５日まで
岡山地方裁判所津山支部

## 再生計画認可

**平成２３年（再）第９号**
東京都江戸川区南篠崎町２丁目８番１号
再生債務者　染谷　信次
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年７月４日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（再）第８号**
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋2100番地15
再生債務者　有限会社ながい
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年７月５日　宮崎地方裁判所民事部

## 再生手続終結

**平成２０年（再）第６号**
宮城県多賀城市下馬５丁目４番20―402号
再生債務者　株式会社大志工業
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定確定後３年を経過
平成24年７月５日
仙台地方裁判所第４民事部

**平成２０年（再）第４号**
秋田県大館市山館字田尻197番地２
再生債務者　遊創サプライ株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年７月５日　秋田地方裁判所大館支部

**平成２０年（再）第５号**
秋田県大館市山館字田尻197番地２
再生債務者　髙野　　強
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年７月５日　秋田地方裁判所大館支部

**平成２３年（再）第１号**
福井県越前市新町第７号８番地
再生債務者　武生商業開発株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年７月６日
福井地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２３年（再）第２号**
福井県越前市新保町第32号１番地の１
再生債務者　丹南開発株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年７月６日
福井地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２０年（再）第５号**
長崎県佐世保市宮田町１番６号
再生債務者　藤永地建株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年７月３日
長崎地方裁判所佐世保支部

## 小規模個人再生による再生手続開始

**平成２４年（再イ）第１０号**
福島県郡山市富久山町福原字長沼24番地の19
再生債務者　佐久間　透
１　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月27日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月９日から平成24年８月16日まで
福島地方裁判所郡山支部再生係

**平成２４年（再イ）第４号**
千葉県袖ケ浦市代宿98番地１　住友化学袖ケ浦社宅３棟103号
再生債務者　石堂　貴志
１　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月27日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月10日から平成24年８月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２４年（再イ）第１０７号**
愛知県小牧市中央３丁目226番地　マンションメリー502号
再生債務者　清水　光志
１　決定年月日時　平成24年７月６日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月27日まで
４　一般異議申述期間　平成24年８月３日から平成24年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部